

令和6年度 第1回副作用・感染等被害判定第二部会 議事要旨

副作用・感染等被害判定第二部会

開催日：令和6年5月30日（木）

副作用被害判定について

1. 請求等の内訳

新規	145件
継続	5件
現況	6件

2. 判定結果

支給決定することが適当であると考えられるもの 132件

内訳

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1) 請求どおり支給決定することが適当である | 61件 |
| (2) 請求期間の一部について支給決定することが適当である | 71件 |

主な意見

一部の期間に行われた医療については、入院を要すると認められる場合に必要程度の医療に該当しない、又は副作用とは別の症状に対する医療に該当するため不支給とすることが適当である。 71件

不支給決定することが適当であると考えられるもの 24件

主な意見

- | | |
|--|-----|
| ① 疾病、障害又は死亡が医薬品の副作用により発現したと認められないため、不支給とすることが適当である。 | 13件 |
| ② 判定不能のため、不支給とすることが適当である。 | 4件 |
| ③ 入院を要すると認められる場合に必要程度の医療に該当しないため、不支給とすることが適当である。 | 3件 |
| ④ 医薬品の使用が適正であったと認められないため、不支給とすることが適当である。 | 2件 |
| ⑤ 機構法第4条第6項第1号の規定に基づき厚生労働大臣指定する医薬品が使用されており、不支給とすることが適当である。 | 1件 |
| ⑥ 障害の程度が政令で定める障害等級に該当しないため、不支給とすることが適当である。 | 1件 |

※保留 0件

再審議することが適当であると考えられるもの

0件